

道路反射鏡（カーブミラー）の設置方針について

枚方市 土木部 交通対策課

1. 道路反射鏡（カーブミラー）の普及背景と現状

交通の安全を確保するためには十分な視距（運転者が前方を見通せる距離）が確保されていなければなりません。見通しの悪い交差点等の視距を改善するためには交差点の形状など道路構造を改良することが最も望ましいとされていますが、それには多額の投資と長い時間を要するため、道路反射鏡（以下、カーブミラーという）の設置も1つの有効な対策とされてきました。

本市においても、市民の皆さまからのカーブミラーの設置要望に対し、現地で「3.」に示す「設置場所に関する基準」に合致するか調査の上、設置の可否を判断し、これまでは、できる限り皆さまのご要望にお応えするよう、カーブミラーの新設を進めてきた経過もあります。

しかし近年、カーブミラーを過信し、一旦停止を行わないことによる出会い頭の事故やカーブミラーの死角に起因する歩行者や自転車の巻き込み事故が多数発生しています。また、カーブミラーを含む道路施設全般の老朽化が進む中、限られた予算や人員で、それらの維持管理を行っている状況です。

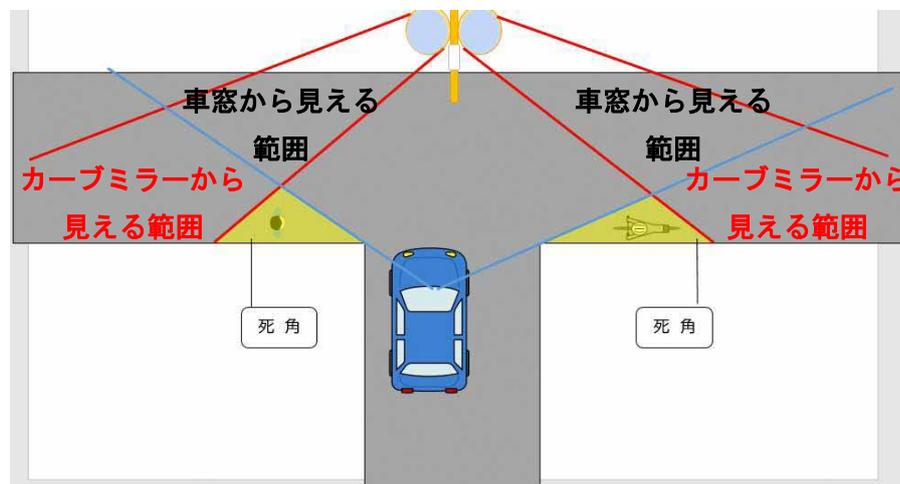
そのため、カーブミラーについては、設置したことによる事故誘発の危険性や維持管理などを総合的かつ慎重に評価の上、設置の可否を判断しております。

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーには下記①～④のような特性があるため、枚方市では、歩行者や自転車を視認するためのカーブミラーは、原則、設置しておりません。

- ① カーブミラーには、必ず映らない部分(死角)があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。

下図のようにカーブミラーは左側通行している自動車同士が確認できる角度で設置するため、特に、歩行者や自転車は自動車に比べて長い時間死角に入ることとなり危険です。



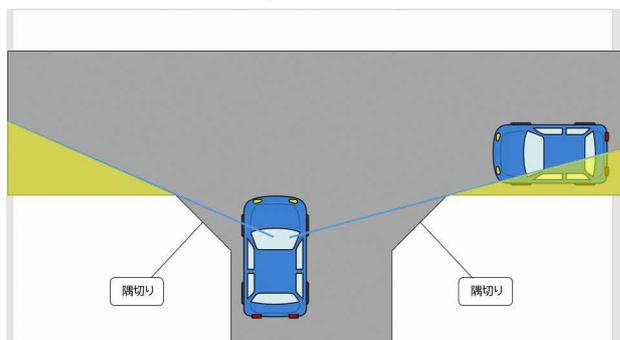
- ② 鏡に映して前方の状況を確認するため、左右が逆に映り誤認しやすい。

- ③ カーブミラーに映る車は小さく遠くに感じるため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④ 接近車がないことが遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。

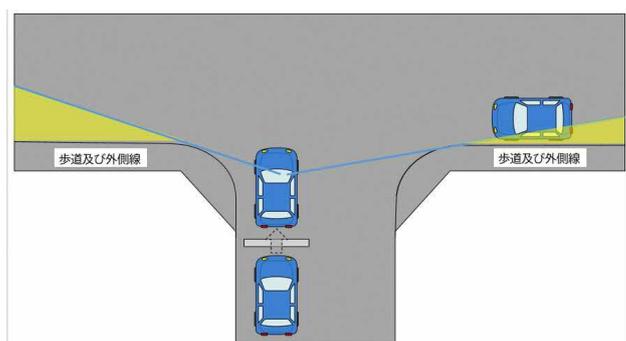
3. カーブミラーの設置要件について

■設置場所に関する基準

- ① 原則、市道（市管理道路を含む）
- ② 設置位置の背面付近に建物の玄関や車両等の出入り口がなく、道路の車両等の通行に支障がない幅員が確保されていること
- ③ 行き止まり道路の場合は、原則、沿道に駐車場のある建物が概ね10戸以上あること
- ④ 私有地の出入り口部及び信号設置箇所ではないこと
- ⑤ 交差点に隅切りがあり、車両から左右が見通せる場合、カーブミラーは設置していません。



- ⑥ 歩道等のある交差点で、車両が車道に出るまでに左右を見通せる場合、カーブミラーは設置していません。



■設置の条件（①、②ともに必要）

- ① 設置する地域の自治会や、枚方市交通対策協議会の各支部などの地域団体からの要望書があること
- ② カーブミラーに映り込む隣接家屋やカーブミラーの背後の家屋の所有者の同意書（対象地は、市より提示）があること

4. カーブミラー設置要望の手順について

カーブミラーを新たに設置する場合は、設置個所付近の住民の皆さまへの影響も大きいことから、地域の自治会などからの要望書やカーブミラーに映り込む家屋等の所有者の同意書の提出を求めています。

「3.」に示す「設置場所に関する基準」や「設置の条件」をご理解の上、以下の「カーブミラー設置要望の手順」に沿って、まず、自治会や交通対策協議会支部（小学校区単位）などの「地域の団体」へご相談いただき、地域で意見集約を図っていただいた上で、「地域の団体」から市役所に設置要望をして頂きますようお願いいたします。ご要望を受け、「3.」の「設置場所に関する基準」に基づき交通対策課で現地を調査の上、設置の可否を判断し、回答させていただきます。

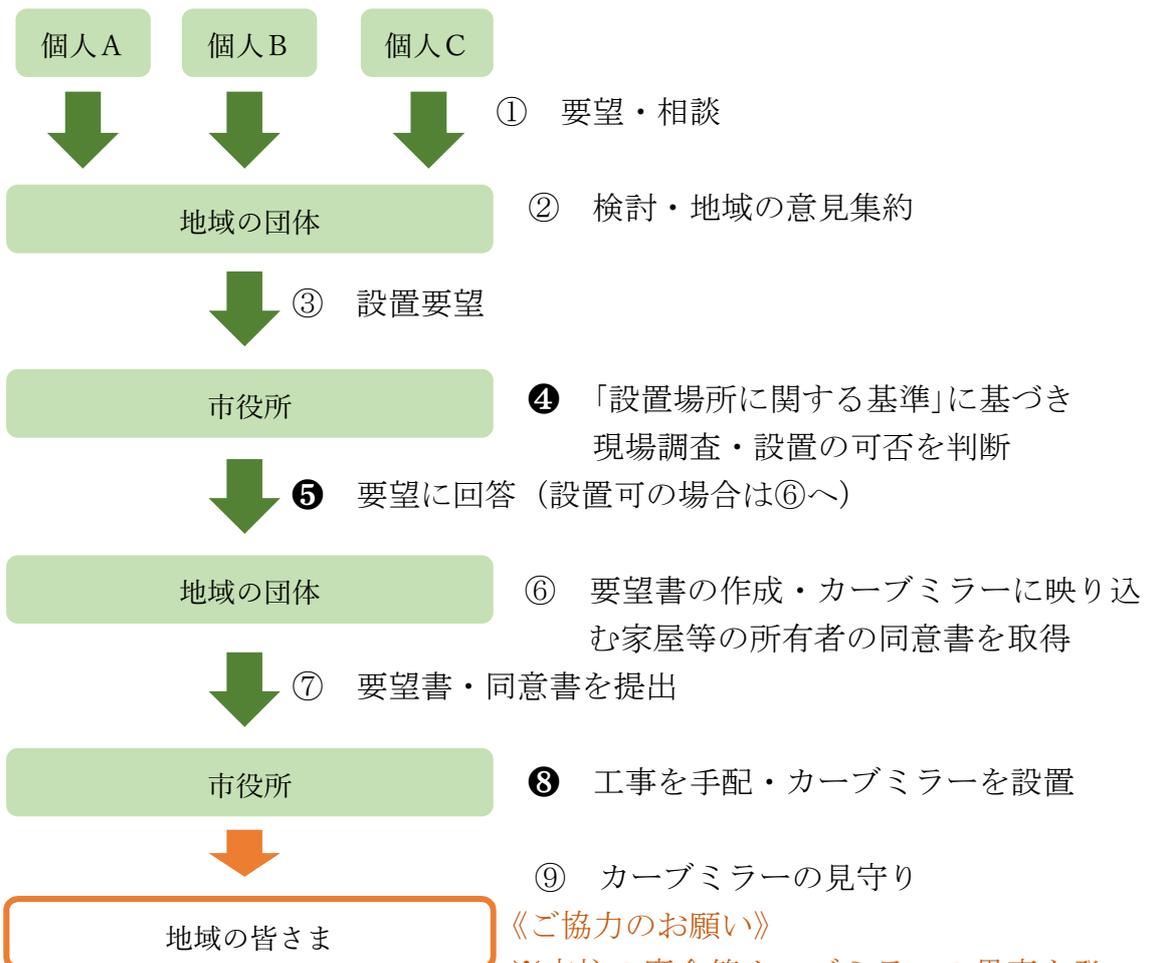
設置にあたっては、「3.」の「設置の条件」に基づき、地域団体からの要望書を作成し、併せて、カーブミラーに映り込む家屋やカーブミラー背後の家屋等の所有者の同意書を取得いただき、交通対策課に提出してください。

要望書と同意書の提出を受け、カーブミラーの設置に取り組みます。

ご不明な点等がございましたら、交通対策課までご相談ください。

《カーブミラー設置要望の手順》

○：地域の団体（自治会・交通対策協議会支部等） ●：市役所（交通対策課）



※支柱の腐食等カーブミラーの異変を発見したら市役所に情報提供をお願いします。

5. カーブミラーの撤去等について

既存のカーブミラーについては、経年劣化への対応などの課題があり、より効率的な維持管理を行うため、現状で、目視による安全確認が可能である場合や管理上の問題がある場合などには、撤去することがあります。

また、地域の皆さまにご協力を頂くことで、支柱の腐食によるカーブミラーの倒壊等の危険性を早期に発見することが可能となります。カーブミラー設置後の見守りにご理解ご協力を何卒お願いいたします。